

平成31年度第1回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成31年4月10日（火）午後2時10分 から 午後3時38分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	13番	水柿	重壽
委	員	1番	赤城	美子
		2番	柴	保
		4番	高島	敏男
		5番	齊藤	秀樹
		6番	水越	修一
		7番	竹内	善美
		8番	宮山	繁治
		9番	小島	栄
		10番	飯島	新九郎
		11番	石島	良幸
		12番	坂入	進
		14番	國府田	喜久男
		15番	栗島	菊雄
		16番	稲見	くに子
		17番	飯泉	孝
		18番	栗島	和子
		19番	谷島	悦夫
		20番	鳩貝	英子
		21番	小野田	勝男
		22番	関口	均
		23番	吉原	一雄
		24番	齊藤	一弥

4、欠席委員 3番 吉田 隆一

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、報告

報告第 1 号 農業委員会事務局職員の任命について

4、議案

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可について

議案第 4 号 買受適格証明願（5条）について

議案第 5 号 現況確認証明（非農地証明）について

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

5、報告

報告第 2 号 農地法第3条の規定（公売）による許可報告について

報告第 3 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 5 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第 6 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

6、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	山形 浩之
参事兼農地調整課長	田所 秀一
農地調整課庶務調整グループ副参事	菊地 雄一
農地調整課庶務調整グループ係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整グループ主任	倉持 寿和
農地調整課庶務調整グループ主事	堀江 孝明

7、会議の概要

議 長

只今より平成 31 年度第 1 回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、23 名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、3 番吉田隆一委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の山形局長、田所次長、菊地副参事、渡邊係長、倉持主任、堀江主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日 1 日といたします。ご了承を願います。

次に日程第 2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第 12 条第 2 項の規定により、4 番・高島敏男委員と、5 番・齊藤秀樹委員、以上 2 名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第 3、報告第 1 号、農業委員会事務局職員の任命についての報告を事務局よりお願いします。

事務局

田所次長より説明いたします。

報告第 1 号、農業委員会事務局職員の任命について、平成 31 年 4 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長水柿重壽。2 ページをお願いします。

農業委員会事務局職員の任命について。職、氏名の順に読み上げさせていただきます。農業委員会事務局長、山形浩之。事務局次長兼農地調整課長、田所秀一。農地調整課係長、渡邊静香。以上 3 名が新たに任命された職員です。その他、菊地副参事、倉持主任、堀江主事、事務所の方に、柴山主事、信田主事、臨時職員として内藤真利奈さん、大塚主事は産休で休暇中であります。以上 10 名が平成 31 年度の事務局の体制でございます。よろしく願いいたします。

議 長

報告のとおりでございます。

それでは、新たに着任されました職員を代表いたしまして、山形局長より挨拶をお願いします。

事務局

(事務局長挨拶)

議 長

よろしく願いいたします。次に、日程第 4、議案第 1 号の審議に入りますが、ここで筑西市農業委員会会議規則第 21 条の規定により、議長を柴会長職務代理者に交代いたします。

(議長交代)

議長指名により、議長を交代しますが不慣れでございますので、皆様のご協力を仰ぎながら、議事進行してまいりたいと思います。

それでは、日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

議案第1号、受付番号2番及び7番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

はじめに、受付番号2番は、13番議席、水柿重壽委員が関係者となっておりますので筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後2時20分 除斥

それでは、議案第1号、受付番号2番について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可について、平成31年4月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

2番、譲受人：筑西市内淀、譲渡人：筑西市桑山、申請土地の表示：桑山字参番耕地、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積690㎡、外4筆、合計5筆、合計面積1,993㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積447a、従農者数：2(2)、譲渡人の経営面積：30a、以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで調査委員の報告をお願いします。

吉原一雄
委員

23番、吉原です。

この議案につきましては、受人、渡人、共に従弟関係でありまして、渡人の農業経営がなかなか思うように任せられない体調不良という状況の中で、従弟である受人がまあ大きな援助等をおこないつつ、農業再建に取り組んでまいってきた案件でありますけれども、さらに渡人の方が体調を大きく崩すという状況で農業を廃業せざるをえないという状況まで追い込まれました。結果、受人である方に渡人が大きなお世話を受けたということで所有している農地のほぼ概ね一括ですがこれを受人の名義にしてほしいという旨の相談がございまして受人はまあこれを大変不本意な形にはなってしまったけれどもこうせざるをえないだろうということで、私自身もこれには深く関与しておりましたのでまあやむをえない状況なんだろうと、受人はとにかく渡人の農業経営をまあ再建してほしいということでの援助も多大なものがありました経過がございました。結果として渡人の方の体調が大きく崩して離農せざるをえない、廃業せざるをえないという状況になりましたので、したがってこの案件については許可相当というふうに判断いたしました。ご報告いたします。以上です。

議長

調査委員よりの報告は以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第1号、受付番号2番を採決いたします。

議案第1号、受付番号2番を原案どおり許可することに賛成の委員は挙手挙手全員、よって議案第1号、受付番号2番は、原案どおり許可することに決しました。

13番議席、水柿重壽委員の除斥を解きます。

午後2時24分 解除

ここで、議長を交代いたします。皆様のご協力ありがとうございました。

(議長交代)

それでは、議案第1号、受付番号7番について18番議席、栗島和子委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

午後2時25分 除斥

事務局

それでは、議案第1号、受付番号7番について、事務局より説明願います。

倉持主任より説明いたします。

7番、筑西市上野、水戸市上国井町、関本肥土字申田、田、田、1,078㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,487㎡、売買、2,089a、4(3)、518a、以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告をお願いします。

竹内善美

7番の竹内です。

委 員

受人は、地域でも大きくやっている担い手さんでありまして、渡人の方も振興公社ということで何ら問題ないと思いますが、皆さまの更なるご審議をお願いいたします。

議 長

調査委員よりの報告は以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いいたします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第1号、受付番号7番を採決いたします。

議案第1号、受付番号7番を原案どおり、許可することに賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員、よって、議案第1号、受付番号7番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、18番議席、栗島和子委員の除斥を解きます。

午後2時30分 解除

つづいて、議案第1号、受付番号1番及び3番から6番、並びに8番から15番について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

番号1番、筑西市寺上野、筑西市寺上野、寺上野字中台、畑、畑、1,697㎡、売買、267a、1(1)、21a。

3番、譲渡人が2名おりますので、続けて読み上げさせていただきます。筑西市松原、筑西市松原、田宿字炭焼戸、田、田、2,619㎡、外1筆、小計2筆、小計面積4,304㎡、使用貸借、0a、1(1)、83a。筑西市田宿、田宿字炭焼戸、田、田、1,682㎡、外1筆、小計2筆、小計面積6,202㎡、合計4筆、合計面積10,506㎡、賃貸借、0a、1(1)、91a。

4番、筑西市木戸、筑西市藤ヶ谷、木戸字堀込、田、田、1,025㎡、外1筆、合計2筆、合計面積2,044㎡、売買、188a、3(3)、185a。

5番、筑西市大谷、水戸市上国井町、大谷字津久江、畑、畑、628㎡、売買、2,098a、5(4)、518a。

6番、筑西市小川、水戸市上国井町、小川字西久保、田、田、991㎡、売買、1,521a、3(3)、518a。

8番、譲渡人が5名おりますので、続けて読み上げます。下妻市堀籠、筑西市向上野、向上野字東原、畑、畑、1,673㎡、外1筆、小計2筆、小計面積4,777㎡、売買、261a、4(2)。筑西市向上野、向上野字東原、畑、畑、381㎡、外4筆、小計5筆、小計面積1,610㎡、売買、261a、34a。つくば市上菅間、向上野字東原、畑、畑、1,186㎡、外2筆、小計3筆、小計面積1,586㎡、売買、261a、36a。筑西市向上野、向上野字東原、畑、畑、491㎡、売買、261a、30a。つくば市上菅間、向上野字東原、畑、畑、457㎡、外2筆、小計3筆、小計面積506㎡、合計14筆、合計面積8,970㎡、売買、261a、25a。

9番、筑西市西方、川崎市高津区下作延、西方字下宿、畑、畑、1,008㎡、

売買、5,603a、5(5)、10a。

10番、筑西市小栗、栃木県下都賀郡野木町大字丸林、小栗字加草、田、田、1,571㎡、外1筆、合計2筆、合計面積2,677㎡、売買、730a、7(4)、0a。

11番、筑西市小栗、水戸市上国井町、小栗字加草、田、田、2,449㎡、売買、730a、7(4)、0a。

12番、筑西市松原、筑西市吉田、村田字伊右エ門受、田、田、1,391㎡、外1筆、合計2筆、合計面積2,699㎡、売買、1,985a、2(2)、81a。

13番、筑西市有田、筑西市村田、有田字五太島、田、田、2,406㎡、売買、86a、3(3)、24a。

14番、下妻市下木戸、下妻市谷田部、築地字上口地、畑、畑、865㎡、外2筆、合計3筆、合計面積2,263㎡、贈与、78a、1(1)、23a。

15番、筑西市徳持、筑西市大塚、深見字古萩、畑、畑、2,042㎡、売買、2,058a、6(4)、34a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで調査委員会のご報告を1番よりお願いいたします。

小野田
勝男
委員

21番の小野田です。

はい、それではね、3月27日にですね、推進委員さん全員それと事務局で明野支所におきましてですね、書類の調査を行いました。それでは、1番から発表します。この1番の案件はですね、障害者施設を運営しているとかくがんばっている人の福祉の法人でございまして、どんどん今土地の方をまとめていくというような方々でございまして規模を拡大する案件でございまして。3番の案件は受人が明野でもトップクラスの農家の方でございまして、その方が法人を立ち上げるという案件でございまして。8番なのですが、これは、いわゆるこの地域、前の頃にゴルフ場という話があったところでは、受人は下妻の大きな建設業をやっている方々でございまして。それぞれ電話で聞き取りを行いました。受人も同意しております。12番の案件について、受人は大規模農家でありまして、渡人さんの方に電話で確認しましたが不便なところだそうです。受人が近くでやっているようなのでお願いして買ってもらったというような話でございました。13番の案件につきましては、この渡人さんは相続でもらった土地だそうです。受人は実家の本宅にあたるという訳で申請にいたっております。最後に14番です。14番は渡人が甥にあたるそうです。それでその長男さんと電話で話したわけですが、これも贈与でございまして問題ないと思います。我々委員、また推進委員共々、許可相当という判断をいたしました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

4番をお願いします。

栗島和子

18番の栗島です。

委員 受人、渡人に電話で確認いたしましたところ、受人と渡人は本家と分家の関係で今まで本家で借りて耕作していたわけですが、今後も渡人の方は作れないので今回の売買の申請に至ったそうです。問題ないと思われませんが、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 5番をお願いします。

國府田 14番の國府田です。
喜久男 26日に書類審査の後、推進委員も含めて現地調査をいたしました。この渡
委員 人はですね、公社でもありますし、受人の方は地元でも少しずつ規模を拡大している方ですので問題ないと思います。許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いします。

議長 6番をお願いします。

宮山繁治 8番、宮山です。
委員 3条売買のことですが、受人がですね、大規模農家でありまして、規模拡大を図るための申請になります。渡人の方は農林振興公社ですので間違いのないと思います。3月26日に書類、28日に本人確認しております。更なるご審議をお願いします。

議長 9番をお願いします。

関口均 22番、関口です。
委員 9番について説明いたします。先日26日に書類審査をし、後日電話で受人渡人に書類申請に間違いのないことを確認いたしました。また、受人は担い手であり大々的に経営しております。渡人の土地は相続した土地であります。なんら問題ないと思いますので、皆様の更なるご審議をお願いします。

議長 10番をお願いします。

飯島 10番、飯島です。
新九郎 10番と11番を同時に説明いたします。3月27日に書類審査をしてまた電
委員 話で確認いたしました。この土地は親から相続で貰った土地で、現在住んでいるのが水戸市と栃木県の野木町なの作れないので大規模農家の方に作ってもらっているそうです。そしてその人に買ってもらうということなので大規模農家なので、問題なく許可相当と思われれます。皆様の更なるご審議をお願いします。

議長 15番をお願いします。

柴保
委 員
議 長
委 員
議 長
委 員
議 長
事務局
議 長
國府田
喜久男
委 員

2 番の柴です。

3 月 26 日に書類審査の後、後日電話で受人渡人両方に電話しましたところ、書面どおりで問題ないということを確認いたしました。許可相当と思われます。更なる審議をお願いいたします。

調査委員よりの報告は、以上でございます。ご質疑がありましたら、お願いいたします。

「異議なし」

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 1 号、受付番号 1 番及び 3 番から 6 番、並びに 8 番から 15 番を採決いたします。議案第 1 号、受付番号 1 番及び 3 番から 6 番、並びに 8 番から 15 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員、よって議案第 1 号、受付番号 1 番及び 3 番から 6 番、並びに 8 番から 15 番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。議案について、事務局より説明願います。

堀江主事より説明いたします。

議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可について、平成 31 年 4 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、申請人：筑西市森添島、申請土地の表示：森添島字六軒、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：493 m²、転用目的：自己住宅申請地は、県道結城二宮線の西側約 542m、筑西市立五所小学校線の北北東側約 1.33 k m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在の住居の地形が悪く、子供の成長により狭小であるため新たに住居を構えるべく申請するものです。以上です。

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

14 番、國府田です。

同じく 26 日に書類審査の後、現地確認いたしました。私の住んでいる集落なので本人と直接お会いいたしまして調査いたしました。先ほど事務局からありましたように住まいが狭くなって駐車場もなかなか確保できないと

ということで、この自宅から100m離れたところにある土地に新築したいということなので問題ないと思います。許可相当と思われますが、更なる審議をお願いいたします。以上です。

議長 調査委員よりの報告は、以上でございます。ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第2号を採決いたします。議案第2号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員、よって、議案第2号は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第3号の審議に入りますが、ここで筑西市農業委員会会議規則第21条の規定により、議長を柴会長職務代理者に交代いたします。

(議長交代)

議長指名により、議長を交代しますので、皆様のご協力をお願いします。

それでは、日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

議案第3号、受付番号4番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

受付番号4番は、13番議席、水柿重壽委員が関係者となっておりますので筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後2時50分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局 堀江主事より説明いたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可について、平成31年4月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号4番、譲受人：水戸市笠原町、譲渡人：筑西市猫島、申請土地の表示：内淀字富士山、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：340㎡、外1筆、小計2筆、小計面積2,135㎡、譲渡人が外17名いらっしゃいまして、農地は外26筆、合計28筆、合計面積67,129㎡、契約内容：売買、転用目的：工業団地造成申請地は県道石岡筑西線の南側約39m、県道つくば真岡線の東側約583mに位置する広がりのある農地の第1種農地及び甲種農地となっておりますが、事業区域内の山林等に対して1種農地の割合が3分の1、甲種農地の割合が6分の1をそれぞれ下回っております。これにより、1種農地及び甲種農地の不許可の例外を満たすことから、既に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」における地域経済牽引事業計画の茨城県の承認を受けており、農地法施行規則第57条第1項第5号カに該当することから、農地法としては工場自体の設置ではなく、工場を誘致するための敷地を造成する申請であっても差し支えないと考えられます。また、事業区域に含まれる農地が67,129㎡であり、4haを超える面積となるため、本来は農林水産大臣との事前協議が必要であります。『地域未来投資促進法』による基本計画により重点促進区域の申請がされており、その中で既に農林水産省並びに経済産業省との協議を了しているため、農地法の前協議については省略されております。同様に、事業区域に農地が4haを超える面積が含まれているため、許可権者は茨城県知事となることから、筑西市農業委員会としては本申請に対して許可ではなく、意見書を交付するものとなります。以上となります。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、現地を見ていただいております、明野地区の調査委員さんの総意はいかがでしょうか。

小野田
勝男
委員

只今、堀江君の方からねご案内がありましてとおりでございまして、ここは今、筑西市内の明野地区でございますが、とにかく優良的な場所になります。そういう中で我々現地確認に行ってまいりましたが、今から雇用の問題とかそういう問題におきましてそういう工業団地というか、造成というかたちで、皆現地を確認してまいりました。我々委員としては進んで増設の方をしていってもらったらいんじゃないかなというような考えでございませう。以上です。

石島良行
委員

これに関して、私の方から一言お話ししたいと思います。只今、小野田委員からお話しございましたように、確かに工業団地ということでここ1年間に筑西市人口減1万人という中で明野町が一番多いそうです。そういった中で開発公社がここに狙いをつけてくれたということは非常にありがたいことだと確信しております。念の為にご報告申し上げます。以上です。

議 長

明野地区の調査委員からは、以上のようなご意見がございましたが、他に
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結
いたします。

議案第3号、受付番号4番は、転用する農地の面積が4ヘクタールを超え、
茨城県知事が許可権者となる案件に該当するため、筑西市農業委員会では意
見書を交付することとなっております。

それでは、受付番号4番を採択いたします。受付番号4番について支障の
ないものとして、農地法第5条の規定による許可申請送付意見書を交付するこ
とに、賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員、よって議案第3号、受付番号4番は、原案どおり事業内容につ
いて支障のないものとして、農地法第5条の規定による許可申請送付意見書を
交付することに、決しました。

13番議席、水柿重壽委員の除斥を解きます。

午後2時58分 解除

ここで、議長を交代いたします。皆様のご協力によりまして、無事議長を
終わることが出来ました。ありがとうございました。

(議長交代)

つづいて、議案第3号、受付番号2番及び3番、並びに5番から10番に
ついて、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可について、平成31年4月10
日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。
番号2番、譲受人：牛久市ひたち東野2丁目、譲渡人：筑西市黒子、申請土
地の表示：辻字夕貝、台帳地目：田、現況地目：田、面積：631㎡、外2筆、
合計3筆、合計面積1,217㎡、契約内容：売買、転用目的：太陽光発電設備。
申請地は、黒子駅の南西側約198m、県道明野間々田線の北側約210mに位置
する、鉄道駅から概ね300m以内に位置する第3種農地です。

申請者は、太陽光発電設備を設置するうえで申請地が適地と判断し、本申
請に至っております。

3番、筑西市門井、筑西市大塚、大塚字新田前、畑、畑、40㎡、外1筆、
小計2筆、小計面積74㎡譲渡人の方複数いらっしゃいます。筑西市大塚、

大塚字新田前、1.37 m²、筑西市大塚、大塚字新田前、22 m²、合計4筆、合計面積97.37 m²、売買、進入路。申請地は、茨城県西部メディカルセンターの南西側約195m、県道筑西つくば線の北東側622mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。

申請者は、現在申請地の北側に職員用・来客用の駐車場が整備されていますが、集落内の狭小な道を通らなくてはならないため、県道からの進入を可能にして利便性を向上するため、本申請に至っております。

5番、筑西市榎生一丁目、筑西市海老江、海老江字八反田、畑、畑、493 m²、贈与、自己住宅。申請地は、県道明野間々田線の北北東側約217m、筑西市立鳥羽小学校の北西側約1.31 kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、市内のアパートに居住しておりますが、子供が増えて手狭になること、両親の実家近くに住みたいという理由から、新たに自己住宅を建築する計画となっております。

6番、下妻市下妻乙、桜川市友部、高津字東ソワ、畑、畑、1,599 m²、外3筆、合計4筆、合計面積3,888 m²、地上権設定、太陽光発電設備。申請地は、県道下妻真壁線の西側約491m、筑西市立鳥羽小学校の南側約1.95 kmに位置する、広がりのない農地の第2種農地です。候補地の検討がされております。

申請者は、周辺で太陽光発電事業が行われている山林を検討し、一部農地が含まれていたため、申請に至っております。

7番、栃木県小山市乙女1丁目、筑西市下平塚、下平塚字大谷原、田、田、714 m²の内246 m²。譲渡人の方がもう一人いらっしゃいます。筑西市下平塚、下平塚字大谷原、田、田、36 m²、合計2筆、合計面積282 m²、売買、ドッグラン敷地拡張。申請地は、筑西市立西中学校の北側約660m、下館総合体育館の南東側約1.1 kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。既存のドッグランでは手狭であるため、既存敷地の2分の1以内で拡張を行う申請となっております。

8番、東京都豊島区巣鴨一丁目、筑西市竹垣、松原字稲荷前、山林、畑、2,693 m²、外2筆、小計3筆、小計面積5,620 m²。譲渡人がもう一人いらっしゃいます。筑西市下川中子、松原字稲荷前、山林、畑、413 m²、合計4筆、合計面積6,033 m²、賃貸借、太陽光発電設備。申請地は、県道筑西つくば線の南西側約251m、県道明野間々田線の北側約1.53 kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。

申請者は、一定の規模をまとめて行える適地を検討し、土地所有者から賃貸借の承諾を得られたため、本申請にいたっております。なお、当該申請地の第1種農地の面積が6,033 m²であり、全体面積の3分の1以内であります。

9番、下妻市若柳乙、筑西市大谷、女方字南新田、畑、畑、822 m²、賃貸借、作業所。申請地は、県道船玉川島停車場線沿い、国道50号線の南側約1.28 kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、住宅機器・備品・建材を製造している会社から独立し、ファンユニット等を組み立て販売する事務所兼作業所を建築するため、本申請に至っております。

10 番、筑西市松原、千葉県船橋市浜町 1 丁目、松原字城ノ内、畑、畑、1,252 m²、売買、駐車場敷地拡張。申請地は、筑西市役所明野支所の北西側約 606m、県道筑西つくば線沿いに位置する、上水・農業集落排水の埋設された道路の沿道区域で 500m 以内に病院が 2 ヶ所ある第 3 種農地です。

申請者は自動車販売・整備修理事業を行っており、自動車置場のために申請地を許可なく使用していることに気付いたため、是正をするものです。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。ここで、調査委員の報告を 2 番よりお願いします。

齊藤一弥
委 員

24 番の齊藤です。

この案件は先月申請されましたが、添付書類の不備ということで保留になっておりました。今回不備だった書類が、提出されましたので申請が今回になりました。第 3 種農地ということもあり、太陽光発電設備の許可に相当と思われまます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

3 番お願いします。

坂入進
委 員

12 番の坂入です。

こちらはですね、先ほど事務局より説明ありましたとおり、メディカルセンターのわきに薬局を受人がやっております店頭への農道が狭いということで拡張ですね。3 月 26 日書類審査及び現地確認を行いました。なお、後日申請人に内容を確認したところ相違ないというようなことでありましたので許可相当かと思われまますので、皆様の更なるご審議をよろしくお願いたします。

議 長

5 番お願いします。

小野田
勝男
委 員

21 番小野田です。

この案件はですね、倅さんが筑西市榎生の方のアパートに住んでいるようですが、子供さんも大きくなったわけで実家方に贈与でいただいて新規に住宅を建てたいというような件でございます。場所もね、日当たりの良い所でございました。

6 番に移りたいと思います。渡人の人には電話で確認をとりまして、とにかく場所的には足を踏み入れるのにも大変なような土地でございました。そういうことできれいになった方がいいんじゃないかなということで、我々委員としてもそういうお話になったわけでございます。8 番に移ります。8 番

は、渡人は大規模農家の方でございまして、買う土地が山林ということで1種農地もあるんですが、只今事務局からもご案内がありましたように我々許可相当と判断してまいりました。10番なんですがこの受人さん、また渡人さんは地元は松原だそうですね。今は千葉の方に住んでいるそうです。それで、この土地を前から今あったご案内のとおり借りておいてしまったということなので今回ぜひ買ってほしいなということになりまして、これ大分大きくやっている自動車屋さんなんですよね。ここからは俵の名義にしたのでというまあ社長からの話しでございました。以上です。皆様の更なるご審議をよろしく申し上げます。

議 長

7番申し上げます。

宮山繁治
委 員

8番宮山です。

7番と9番について提案させていただきます。7番については売買なんです、譲受人それから譲渡人の方は2名ほどおりまして3月26日に書類と現地を確認しております。これについては2月にも同様の案件で賃貸借で現地をお伺いしております。今回は売買というようなことで3月27日に本人確認しております。それから9番ですが、これについては賃貸借でございまして賃借人につきましては住宅関連会社の役員、賃貸人につきましては運送業者の社長でございまして、同じく3月26日に書類と現地確認をいたしまして作業場の建設というようなことでお借りしているというようなことでございます。28日と29日に本人確認をとっています。許可相当と思われるんですが、更なるご審議をよろしく申し上げます。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第3号、受付番号2番及び3番、並びに5番、7番、9番、10番を採択いたします。

議案第3号、受付番号2番及び3番、並びに5番、7番、9番、及び10番につきましては、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員、よって、議案第3号、受付番号2番及び3番、並びに5番、7番、9番、10番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び原案どおり許可することに、決しました。

つづいて、受付番号6番及び8番を採択いたします。

議案第3号、受付番号6番及び8番は、30aを超える農地転用事案となります。受付番号6番及び8番を許可相当とすることに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員、よって、議案第3号、受付番号6番及び8番は、原案どおり許可相当として県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

次に、議案第4号、買受適格証明願(5条)につてを上程いたします。議案について、事務局より説明願います。

事務局 堀江主事より説明いたします。

議案第4号、買受適格証明願(5条)について、平成31年4月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、申請人：筑西市木戸、申請土地の表示：蓮沼字前原、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：189㎡、競売入札期間：平成31年5月8日から平成31年5月15日まで、転用目的：宅地拡張。申請地は、県道横塚真壁線の南側約40m、国道50号線の南東側約1.03kmに位置する、広がりのない農地の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、同じく競売にかけられている隣接する宅地と一体的に使用する駐車スペースを確保するため本願出にいたっております。

提案理由、競売に参加するにあたりまして農地法第5条の規定による権利の取得者として不適格でないことの証明を行うものである。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人となり、5条許可の申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可できるものとする。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありました。ここで、調査委員の報告をお願いします。

谷島悦夫 委員 19番谷島です。

27日に書類審査をし、委員さん推進委員さんにて現地確認してきました。後日申請人に電話確認をとりましたら特に問題ないことを確認しましたので買受適格証明願が交付可能かと思いますが、皆様の更なるご審議のほどよろしく願います。

議長 調査委員よりの報告は、以上でございます。ご質疑がありましたら、願います。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第4号を採決いたします。議案第4号は、原案どおり買受適格証明願(5条)を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員、よって、議案第4号は、原案どおり買受適格証明願(5条)を発行することに、決しました。

次に、議案第5号、現況確認証明(非農地証明)についてを上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

議案第5号、現況確認証明(非農地証明)について、平成31年4月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、申請人：筑西市井上、申請土地の表示：井上字西田、台帳地目：田、現況地目：宅地、面積：13㎡、現況：宅地。申請地は、黒子駅の北西側約1.53km、筑西市関城体育館の東南東側約674mに位置する土地です。

平成10年には住宅敷地であったとして「航空写真」を添付し、証明願いが出されております。

2番、筑西市井上、井上字西田、田、雑種地、79㎡、雑種地。申請地は、黒子駅の北西側約1.54km、筑西市関城体育館の東南東側約681mに位置する土地です。

平成10年には店舗敷地であったとして「航空写真」を添付し、証明願いが出されております。

3番、神奈川県川崎市高津区下作延、西方字下宿、畑、宅地、517㎡、宅地。申請地は、筑西市立大田小学校の北東側約460m、県道筑西三和線の南側約95mに位置する土地です。

平成10年には住宅敷地であったとして「航空写真」を添付し、証明願いが出されております。

4番、筑西市下中山、下中山字下中山、畑、宅地、15㎡、宅地。申請地は、県道筑西つくば線の西側約244m、筑西市市立養蚕小学校の南側約312mに位置する土地です。

平成5年には住宅敷地であったとして「航空写真」を添付し、証明願いが出されております。

6番、筑西市松原、松原字稻荷前、畑、山林、2365㎡、山林。申請地は、県道筑西つくば線の南西側約251m、県道明野間々田線の北側約1.53kmに位置する土地です。

平成10年には山林であったとして「課税証明」を添付し、証明願いが出されております。

7番、千葉県船橋市西船二丁目、女方字八軒新田、畑、雑種地、152㎡、

雑種地。申請地は、県道船玉川島停車場線の東側約 241m、国道 50 号線の南側約 1.0 k m に位置する土地です。

平成 10 年には住宅の進入路であったとして「課税証明」を添付し、証明願いが出されております。

8 番、筑西市山崎、山崎字久保、畑、宅地、356 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 539 m²、宅地。申請地は、県道真岡筑西線の南西側約 185m、筑西総合体育館の北東側約 1.29 k m に位置する土地です。

平成 10 年には住宅敷地であったとして「航空写真」を添付し、証明願いが出されております。

9 番、筑西市鷺島、成井字北原、畑、雑種地、10 m²、宅地。申請地は、県道明野間々田線沿い、筑西市立明野中学校の北西側約 635m に位置する土地です。

平成 2 年には貯水槽の管理用地であったとして「航空写真」を添付し、証明願いが出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いいたします。

栗島菊雄
委 員

15 番栗島です。

1 番 2 番の報告をいたします。1 番 2 番は同じ持主です。先月 26 日に事務局、農業委員、推進委員さん全員で確認をしてみました。今、事務局が説明したとおりの内容です。平成 10 年からなんで 20 年が経過したということで現況確認証明を発行してもよいかと思います。以上です。

議 長

3 番をお願いします。

関口均
委 員

22 番関口です。

3 番についてご説明いたします。先月 26 日に書類審査また現地確認を行いました。現地は県道の西側にありすでに車庫が建っておりました。また、20 年も経過していることから、非農地証明は妥当と思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

4 番をお願いします。

鳩貝英子
委 員

20 番鳩貝です。

4 番についてご報告いたします。過日、書類並びに現地確認をしてみました。非常にきれいに三角形の土地でも立フェンスありましてきれいにもなっておりまして問題もないと思われまして。ご審査のほうをお願いいたします。

議 長

5 番をお願いします。

柴保
委員

2番の柴です。

去る26日に書類審査の後、現地を見てまいりました。地目は畑ということですが、雑種地でありまして、もう10年以上20年からはなります。非農地証明許可相当と思われます。更なる皆様のご審議をお願いしたいと思います。7番についてもやはり現地を見てまいりましたが、雑種地というようなことで非農地証明許可相当ではないかと見てまいりました。更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

5番をお願いします。

小野田
勝男
委員

21番小野田です。

書類の件は最初に述べた件がありますのでいわゆる確認の報告をいたします。6番の案件ですが、もう木も大分太くなってきていてですね、平成10年以降には山林になっているとのことで許可相当と判断しました。それから、9番なんですけど、これは三角の土地でございまして防火水槽を作った時の残された土地であり、これも許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長

8番をお願いします。

國府田
喜久男
委員

14番國府田です。

同じく26日の日に書類審査の後、現地確認してきました。この案件は造園業をやっている方で、すでにいろんな木も植えてありますし、許可相当と思われます。更なるご審議をお願い致します。以上です。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第5号を採決いたします。議案第5号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員

（挙手全員）

議長

挙手全員、よって、議案第5号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに決しました。

つづいて、議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

なお、1番議席、赤城美子委員、5番議席、齊藤秀樹委員、7番議席、竹

内善美委員、18 番議席、栗島和子委員は関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 3 時 27 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

事務局菊地副参事より説明いたします。

議案第 6 号農業経営農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、平成 31 年 4 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。別添配布の議案書 2 ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画・総括表になります。契約開始日が平成 31 年 6 月 1 日となります。現況地目は田、畑でございます。設定区分ごとに合計を朗読させていただきます。

はじめに、新規につきまして。3 年未満、契約件数 3 件、筆数 4 筆、面積 8,056 m²。3 年以上 6 年未満、契約件数 46 件、筆数 99 筆、面積 165,539 m²。6 年以上 10 年未満、契約件数 3 件、筆数 6 筆、面積 10,645 m²。10 年以上、契約件数 47 件、筆数 91 筆、面積 122,525 m²。新規の合計、契約件数 99 件、筆数 200 筆、面積 306,765 m²。次に更新になります。3 年未満、契約件数 2 件、筆数 2 筆、面積 4,446 m²。3 年以上 6 年未満、契約件数 33 件、筆数 101 筆、面積 185,783 m²。6 年以上 10 年未満、契約件数 1 件、筆数 1 筆、面積 495 m²。10 年以上、契約件数 18 件、筆数 46 筆、面積 73,946 m²。更新の合計、契約件数 54 件、筆数 150 筆、面積 264,670 m²。総合計は、契約件数 153 件、筆数 350 筆面積 571,435 m²となっております。移転については 0 件でございます。詳細につきましては、3 ページから 14 ページまでが新規分、15 ページから 22 ページまでが再設定分の詳細になります。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 6 号を採決いたします。

議案第 6 号は、原案どおり、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員、よって、議案第 6 号は原案どおり農業経営基盤強化促進法の規

定による農用地利用集積計画を決定することに決しました。

ここで、1 番議席、赤城美子委員、5 番議席、齊藤秀樹委員、7 番議席、竹内善美委員、18 番議席、栗島和子委員の除斥を解きます。

午後 3 時 33 分 解除

つづいて、議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

事務局菊地副参事より説明いたします。

議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、平成 31 年 4 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。別添配布の議案書 24 ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。契約開始日が平成 31 年 6 月 1 日となります。現況地目は田、畑でございます。更新分はありませんので、新規の 10 年以上のみになります。契約件数 33 件、筆数 74 筆、面積 125,973 m²となっております。詳細につきましては、25 ページから 31 ページまでとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 7 号を採決いたします。

議案第 7 号は、原案どおり農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

（挙手全員）

議 長

挙手全員、よって、議案第 7 号は、原案どおり農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）を決定することに決しました。

つづいて、議案第 8 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを上程いたします。議案について、事務局より説明願います。

事務局

事務局菊地副参事、農政課野口課長補佐より説明いたします。

議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、平成31年4月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。内容については、農政課野口課長補佐より説明がございました。

農政課
岩淵課長

こんにちは、説明の前に一言ご挨拶させていただきます。農政課岩淵と申します。昨年度まで農地中間管理事業を担当し、農用地利用配分計画について意見聴取についてご協力いただき大変お世話になりました。今年度の人事異動により野口課長補佐に担当が代わりますので引き続きご?のほどよろしくお願いいたします。

農政課

農政課の野口と申します。どうぞよろしくようお願いいたします。それでは、議案第8号についてご説明します。

34ページにあります、農用地利用配分計画(案)の総括表をご覧ください。こちらは、農地中間管理事業において茨城県農地中間管理機構が地権者から借り受けた農地を借受希望者へ貸付ける際に、農用地利用配分計画の案を作成し農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にて、ご審議をお願いするものでございます。今回、農地中間管理機構を介した農地の貸付けにつきましては、6月1日が契約開始日でございます。現況地目が、田、畑となっておりますが、合計のみ朗読させていただきます。6年以上10年未満の契約につきましては、件数30件、筆数82筆、面積84,204㎡でございます。10年以上の契約につきましては、件数33件、筆数74筆、面積125,973㎡でございます。よって、合計は、件数63件、筆数156筆、面積210,177㎡でございます。次ページの35ページから46ページが明細でございますが詳細の読み上げは、省略させていただきます。農用地利用配分計画(案)についての説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくようお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は、原案どおり、農用地利用配分計画に対する同意書を発行することに賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員、よって、議案第8号は原案どおり農用地利用配分計画に対する同意書を発行することに決しました。

つづいて、日程第5、報告第2号から第6号を、一括して事務局より説明願います。

事務局

田所次長より説明いたします。

報告第2号、農地法第3条の規定（公売）による許可報告について、平成31年4月10日提出、筑西市農業委員会・会長水柿重壽。次のページをお願いいたします。

申請人が買受適格証明の交付地と事情が同じなので専決で3条の許可証を交付いたしましたものでございます。

続きまして、報告第3号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、平成31年4月10日提出、筑西市農業委員会・会長水柿重壽。次のページをお願いいたします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものでございます。

報告第4号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、平成31年4月10日提出、筑西市農業委員会・会長水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の農地転用届出です。農地転用目的が、住宅敷が1件と賃貸住宅が1件、合計2件でございます。

報告第5号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、平成31年4月10日提出、筑西市農業委員会・会長水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用の届出です。自己住宅が5件、宅地分譲が4件です。合計9件でございます。

報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、平成31年4月10日提出、筑西市農業委員会・会長水柿重壽。

農地法第18条第6項の規定に基づく合意契約について通知のあったものです。報告件数は18件になります。報告は以上でございます。よろしく願います。

議長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承を願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて、平成30年度第1回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

平成 31 年 4 月 10 日

議 長

署名委員

署名委員